

○財務省告示第百十六号

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第一百二条の規定を実施するため、輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件（昭和六十二年六月大蔵省告示第九十四号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日以後統計に計上される貨物について適用する。

平成二十七年三月三十一日

財務大臣 麻生 太郎

輸入統計品目表第一七〇三・一〇号中

「

091

——その他もの
——アルコールの製造用のもののうち、関税割
当制度による数量（以下この項において「

共通の限度数量」という。）以内のもの

M T

099

——その他もの

M T

090

——その他のもの

M T

」

に

を

改める。

輸入統計品目表第一七〇三・九〇号中

「

——その他もの

」

——

——

091	— — — アルコールの製造用のもので、共通の限度 数量以内のもの	M T	を
099	— — — その他のもの	M T	」
090	— — その他のもの	M T	」

改め。

輸入統計品目照録用〇〇11・〇〇印母

「	— — — 繊度が 2 1 中のもの		
212	— — — 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第 2 条第 3 項に規定する日本農林規格に定める生糸の 2 A の等級のもの	K G	
213	— — — — その他のもの	K G	
215	— — — 繊度が 2 1 中のもの	K G	」
」			」
」	— — — 繊度が 2 1 中のもの		
222	— — — 農林物資の規格化及び品質表示の適正		

化に関する法律第2条第3項に規定す

る日本農林規格に定める生糸の2Aの

等級のもの

223 | —————その他のもの

225 | —————繊度が21中のもの

改めね。

K G

K G

K G

K G

」

」

」

を